

資料7 利用料金の取扱い

本事業の運営業務における利用料金の取扱いは、下表のとおりとする。

運営業務区分		料金の収受者		備 考
		市	事業者	
総合受付案内業務				—
情報提供業務				—
人材派遣業務				—
体力測定・運動相談業務				—
保健指導に係るプログラム作成及び指導業務				—
低体力高齢者等を対象とした介護予防に係るプログラム作成及び指導業務		—	○	【独立採算業務】 参加料は事業者の収入となる
特定高齢者を対象とした介護予防に係るプログラム作成及び指導業務		○	—	参加料は市の収入となる
利用者情報共有ツールの構築・運用業務				—
賑わい・ふれあい機会提供業務		—	任意	有料とする場合、事業者の収入となる
市民活動支援業務	市民活動情報提供支援業務			—
	市民活動の場提供業務	—	○	利用料金は事業者の収入となる
駐車料金徴収代行業務		○	—	使用料は市の収入となる 事業者は使用料徴収の代行を行う
その他運営業務		—	○	【独立採算業務】 軽食・喫茶コーナーの活用による収入を含め、得られる利用料金は事業者の収入となる